慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国工場法の淵源（其二）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.6 (1910. 6) ,p.717(89)- 730(102)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100615-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜錄

英國工場法の淵源（其三）

高橋誠一郎

（五）

然れどもエリザベス朝の救貧法に基ける寺區徒弟使雇の慘狀が特に江湖の注意を惹起するに至りしは實に新機械の發明に伴へる工場工業の發生以後にあり。言ふ迄もなく先づ第一に新機械の適用に由りて全然其性質を一變せるものは綿布業なり。動力の應用は必ずしも綿布業に始れるにあらず、古くよりして漂布の如き毛織物業の補助的作業に應用せられ、絹布織物用の機械亦ピエモンに行はるゝ物を模倣して製造せられたりと雖も、然も眞に機業界に革命を誘起し、一新時代を劃するに至りしものは理髮師リチアド、アークライトの名と關聯せる棉花梳取及び紡績器械の發明なり。彼が一千七百六十七年に發明せる紡績器械は從來地方村落の草屋小舍内に母親の監督を受けて村娘等が營みつゝありし紡績の業を英蘭北部諸州の大工場に移すことと爲れり。水車を運轉するに便利なる溪流河川の畔を選びて幾多の兵舍風の建物は造設せられたり。擴張增大せる世界市場の需要は該企業を驅つて殆ど無限に其規模を大ならしむることを得せしめたり。生產原料は意の儘に東洋及びバハマ群馬より供給せられたるのみならず、棉花の栽培は獨立戰爭の當時バハマ島よりカロリナ群島に移入せられたるを以て一千七百八十年代よりは南方諸國より巨額の供給を受くることと爲れり。需要の增加、生產原料の充澤は亦必然這般の發明以前に比して遙に勞働力使用の範圍を增大せしめたり。殊に一千七百八十八年以來器械製絲の利用せらるゝに至りしより、綿絲の供給等しく充澤と爲れるを以て職工の勞働に對する需要甚しく增加し、之が爲めに多量の綿絲は輸出せられて海外の織機に掛けらるゝに至れり。新機械の適用

は舊來村舍内の手車を以て行はれたる手操製絲の法と異なり、成年者に代へて手先の軟弱なる幼年男女を多く求めたり。遠隔なる溪間流域の地に建設せられたる大工場に多數の年少者を吸收するは一見して頗る困難なるが如きも、寺區は直ちに這般の需要に答ふるを得たり。寺區内の貧家には其財囊を傾けて扶養せざる可らざる無職の勞働者と其家族とを以て充溢しつゝあるなり。是等の寺區は孰れも喜んで製造業者に望むが儘に其所要の少年を供給したるなり。況んや從前の厄介物は玆に若干の金額を其父母の爲めに得るに至るに於てゝや。然も往々にして健全なる兒童のみ拉し去られて不具者のみを寺區の負擔に殘すの傾向あるを以て、議會の文書に據るに、健全なる兒童二十人に對し白痴兒童一人の割合を以て併せ雇入るゝ旨を倫敦の一寺區とランカッシェアの工業家との間に約定したりと謂ふ。斯くの如くして賣渡されたる兒童は法律上にては兎に角、事實上製造業者の資産物件と爲るなり。即ち當時の或る破産競賣に際し斯くの如くして雇入れられたる兒童は他の資産物件と共に公開の競賣に附せられ、且つ破産財團の一部として送狀に記入せられたるとあり。憐む可き兒童等は恰も奴隷の如く虐使酷遇せられ、慘刑嚴罰を加へられつゝ、朝より夜に至り、夜より朝に至りて勞働を繼續するなり。器械は須臾止むなく運轉せられて、工場は晝夜共に其業を休止することなく、或る企業家は兒童勞働者を晝と夜との二隊に分ち、執業と睡眠とを相交代して行はしむるの計畫を實行せり。即ち晝業の一隊は今や夜業の一隊が睡眠を摩して勞働に出で行きし寢床に這ひ上りて倒れ伏すなり。紡績工場にては兒童勞働者の寢床が年中冷ゆることなしとの傳說今も尙ほランカッシェアに殘りつゝあるなり。

一千八百五十七年「アルフレッド」の匿名を以て「一千八百〇二年より一千八百四十七年十時間勞働法の制定に至る工場制規に關する運動」の歷史を公にしたるサミュール、キードの談る所に據れば「工場徒弟制度の行はるゝ結果、寺區徒弟は「市場」に於ける最廉價の原料品として「消費」し盡さるゝの目的を以て無情輕忽に企業者の手に賣渡さるゝなり……工場主と貧民監督官との間には取引關係開かれ、需要供給の關係にして契約當事者双方を滿足せしむるの狀態に在るや、工場主又は其代理人に由りて行はる可き兒童檢査の當日を定め、商人は彼等弱年の犧牲をマンチェスター若しくは其他の町に連れ行くの契約を貧民監督官との間に結ぶなり。而して若し前以て通告せられざる時は彼等は先づ其目的地に到着するや、暗黑なる地下室に留置かれ、軈て此處に彼等を伴ひ來れる商人は其顧客を導き來るなり」、而して此暗室内に於て「工場主は角燈の火影に兒童の身體を檢査し其四肢身長を仔細に試驗し終り、斯くて賣買の手打を終るや、無念無邪なる彼等貧兒は直ちに機械の下に運ばるゝなり」。爾後兒童等の受くる待遇は「全然其雇傭主の任意に委せらるゝものにして……多くの場合に於て彼等の勞働は殆ど定限あることなく、唯だ疲勞困弊の極、如何なる慘刑も再び勞働を繼續せしむること能はざるに至りて漸く休養せしめらるゝなり。……而して事業繁盛なる時に在りては機械は晝夜其運轉を止めず、一部の兒童が床を離れて勞働に赴くや直ちに他の一部は此に入りて休養するが故に彼等の床は長へに冷却することなし。……男女の區別の如き毫も之を顧みることなく敗德、疾病、夭折は共に這個人類災厄の庫中に其勢を逞しうせり」。云々と。而してジョン、ヒールデン亦其著「工場制度の缺陷」中に述べて曰く「工場主は其徒弟に衣類を給與し工場附近の徒弟寄宿舍に於て食事宿泊せしむるの習なり、而して勞働監視の爲めに監督者を任命するの常なるが、其報酬は監督の結果として增大し得たる作業の効果に比例して支拂はるゝが故に彼等は自家の利益より打算して出來得る限り兒童を長時間の勞働に服せしむるなり。酷遇虐使は元より自然の結果なり。幾多の工業地に在りては最も痛嘆す可き慘虐の所爲が斯くの如くして工場主の使役に委せられたる孤弱無力無告の小動物に對し

て加へられ、彼等は勞働過多の爲めに疲勞困弊殆ど死に垂んとし、鞭韃桎梏其他殘忍を極むるありとあらゆる苛責慘刑殆ど備らざるなく、彼等は常に鞭打笞責の苦に已むなく勞働を繼續するも、饑餓と疲勞に瘠せ衰へて僅に骨と皮とを殘すのみ、彼等が現世の快樂は工場内の强迫檢束に消えて其生を享けてより、猶ほ幾千の星霜をも經過せざる此の無情なる浮世を厭離せんとして自殺を企つることさへありき。斯かる證左は當時の記錄文書に其の類多く、且つ今日尙ほ生存せる人々の記憶に鮮かなる所にして、殊に予は自から此の種の罪障深き工業地（ランカッシエア）に屬することを深く遺憾とするものなり」。云々と。而して這般の文字は既に少くとも三度は議會に於て其の委員が確證せられた慘狀の性質及び實境を報告したる後に記述せられたるものにして其の證左は悉く皆是れ等の報告中に發見せらる可きものなるを知らば決して其の中に發誇張過大の言にあらざるを知悉す可きなり。

（六）

工場内に於ける兒童勞働者の慘狀が一般社會の注意を喚起するに至りしは十八世紀の末葉にして、之が最有力の原因と爲りしものは彼等の間に猖獗を極めたる疫癘なり。激烈なる傳染性熱病は多數密集し、且つ營養不良なるが上に、酷使虐待至らざるなき寺區徒弟の間に發生し、延いて工場附近一帶の地に其勢を逞しうせり。蓋し上述せるが如き反自然の罪惡に對し、自然は先づ自ら報讐を試みたり。傳染病は實に自然が一般社會に與へたる一大警告たりしなり。初め此種の疫癘がラッドクリップの紡績工業地に發生せしは一千七百八十四年のことにして、彼の斯業大擴張時代の前にあり。是に於て乎、近隣の村落都邑は悉く憤激し、地方の有力なる人物數名を選任して其代表者と爲しランカシエア州の治安判事に事情を具陳せり。斯くて治安判事は命をマンチエスターなる數名の醫士に傳へて本問題を調査研究せしめたり。後に至てサー、ロバアート、ピールを助けて重要なる注意

を與へ材料を供したる醫學博士トーマス、パアシヴアルは既に此時よりしてマンチエスターに於ける公共衛生、健康保持の爲めに善戰し、鋭意之れが改善を圖りつゝありしなり。彼は命に接するや、其友人と共に直ちに事實の研究を試み、自ら親しく疫癘流行地に臨檢して幾多の點に關する意見書を起草せり。內數個條は單に傳染病豫防に關する普通一般の用心なるか若しくは然らざるも當時に在りて然く思惟せられるものなり。此文書中に在りて特に趣味ある部分は彼等悲愛心深きと共に觀察亦鋭利なる人々が直ちに問題の根底を衝き、兒童の勞働過重を以て工場制度に隨伴せる最大罪惡の一に算へたることなり。熱病發生の原因が果して何に基くやは彼等の確認し得ざりし所なり。即ち曰く「此點は未だ疑問たるを免れざれども、然も吾人は多數群居の結果病毒の傳染蔓延殊に容易なりしに因り、腐敗物の發散する汚臭より其病毒を感染するに因り、並に年少者を一室に幽閉し之に長時間の勞働を强制し、其身體を損傷することに因りて此回の疫癘は其勢を助成增大せられ益々病毒を撒布したるものにして其今日の如く猖獗を極むるに至りしは全く棉絲紡績工場の誘致したる幾多の罪惡に基因せずんばあらずと謂ふに於て吾人の意見は相一致せり」云々と。而して彼等は更に進んで一大警告を與へて曰く「吾人は總て棉絲紡績工場に於て勞作する者に對し正午には更に長時間の休養を與へ、夜間は更に速かに其勞働より解除せんことを熱心に勸告して止まざるなり。蓋し該工場に在りて勞働に從事せるものは孰れも十四歲未滿の兒童にして、彼等年少者をして保養鬱散せしむるは人體の發育を健全均等ならしむる上に於て缺く可らざることなるを以て彼等を寬大に待遇するは啻に現在の健康を保全するのみならず、將來の勞働力供給の上より見るも亦必要なるものなりと思惟す。而して吾人は此機會を利用して公安の擁護者たる貴下に對し、將來の國民たる可き兒童等が生涯を通じて最も改善進步の見込ある年少時代に於て全然敎育の機會を妨礙せられ終

るは國家の大損害たる可きものなりとの最も重要なる意見を告白するは正に吾人が當然の義務たるを覺ゆるなり」と。州の吏員等は彼等醫士の報告に由りて多大なる印象を與へられたるものの如く、其書記を派して彼等に公然謝辭を呈し、其趣旨を印刷に附して普く配布せしめたり。彼等は又將來「兒童に夜間若しくは一日十時間以上の勞働を強制する棉絲紡績工場並に其他工場の所有者に寺區徒弟を委するの契約書」を許可することを拒む可しとの決議を爲せり。(此決議は約三十年後に至り「寺區徒弟に關する報告」中に轉載せられたるものなり)。這個一千七百八十四年に於けるマンチエスター吏員の決議は兒童の勞働時間制限に關する公團體の施設中にありて最も古きものなる可し。遮莫、其決議は單に其形式上救貧法の下に於ける行政的制規として全然新奇の者たるに止り、一般に兒童勞働を制限するの問題に關しては何等重大なる意義を有せざるなり。此マンチエスター吏員等の行動は單に、孤立的盡力に終りしや、將た又他の地方吏員等も之と呼應して同一態度の施設に出でしやは是れ偏に當時の記錄を詳細に調査したる上にあらざれば斷定を下し難き所なり。一千七百九十三年議會は徒弟を虐使したる形蹟歴然たる工場主又は女主に對し四十志の罰金を課するの權を治安判事に賦與するの法案を通過したるが、そが果して實施せられたるや否やは頗る疑問たらざるを得ざるなり。兎に角、災厄が毫も減退の色なく依然として助長增加の勢を持續しつゝあるは明確なる事實にして、流行病は復た再び勢を逞うし、一千七百九十五年パーシヴアル博士及び其友人は再び任命せられて「マンチエスター衛生會」なる委員會を組織せり。マンチエスターの新聞紙は寺區徒弟の慘狀を江湖に報道し、遠隔の流域地方に行はれつゝある戰慄す可き罪惡は茲に其一部を天下に暴露し、一般社會をして激怒せしむるに至れり。而して只管利己的衝動に動かされて他を顧みるの暇なかりし工業家は此時に至るまで二三慈善家の盡力を譏笑しつゝありしが、然も彼等は未だ

一般公衆の忿怒に對し之を侮蔑し之に挑戰するの勇力なく、殊に彼等と其家族とも亦病毒の感染を妨ぐこと能はずして同じく疫癘の冒す所と爲れり。斯くて彼等も終に流行病蔓延の原因を調査するの擧に反對することを能はざるに至れり。「マンチエスター衛生會」は新に工場内に於ける勞働時間及び勞働狀態を制規するの必要を立法部に進言せり。此意見書を敷衍せる衛生會の決議は其後議會に於てピールを委員長とせる一千八百十六年の委員の報告中に再び印刷せられ、其外此問題に關する殆どあらゆる著書中に轉載せられたりと雖も、其性質頗る重要なるを以て吾人亦此に其全部を引用せざるを得ざるなり。

卽ちマンチエスター衛生委員會は一千七百九十六年の初より本問題の研究に從事したるが、同年一月二十五日其調査の結果はパアシヴアル博士の起草に成れる五個條の決議と爲つて表れたり。曰く、

「既に述べたるが如く本會の目的とする所は疾病の發生を豫防し、其傳染に由りて蔓延するを遮斷し、而して又病者に對し必要なる治療及び看護を與へて其流行の期間を短縮するの方法を講ずるに在り。吾が委員會は鋭意此重大なる任務を行ふに當り、專ら其注意をマンチエスターの市街並に其附近に建設せられたる大棉花工場に向けたり。而して吾人は吾人が研究の結果を江湖に對して披攄するは實に本會の免る可らざる義務たるを感ずるなり。

第一、大棉花工場内に於て勞働に從事しつゝある兒童及び其他の者は特に熱病の病毒を感染し易き地位に在り、而して一度之に感染せんか、啻に同一室内に密集群居せる者の間のみに止らず、更に彼等の屬する家族及び附近一帶の地に急速に傳播せしむるの傾向あり。

第二、假令特殊の疾病流行せざる場合に於ても多數の人間を強ゐて一室内に密居せしむることに因り、室内の空氣は蒸暑くして且つ不淨なるを以て氣力を損傷すること大なるに因り、將た又自然

が身體の組織を強健にし、吾人々類をして其職分に適合せしめ其本來の責任を全ふせしむるが爲めに幼少年の時代に必要と爲せる活潑の運動全然缺如せるよりして一般に大工場は工場内に使雇せらるゝ者の體質上有害なるものなり。

第三、時ならざる夜間の勞働及び長時に亘る晝間の勞働とを兒童に強ゆるの結果は啻に彼等次期の國民の氣力を損傷し、其根本の體質に危害を加へ將來に於ける生命及び勤勞の總量を減ずるのみならず、他方に於て彼等の兩親をして自然の順序に反し其兒童を殘虐なる勞働に服せしめて之に依りて衣食し懶惰、濫費及び亂行に耽らしむるの誘因と爲ること甚だ多し。

第四、工場内に使役せらるゝ兒童等は概ね全く教育の機會を有せず、且つ道德上及び宗教上の修養を受くることを妨碍せらるゝの觀あり。

第五、然るに數個の紡績工場に在りては其卓越せる制規に由り、上述の不幸災害は著しく其作用を停止せられたるの觀あるを以て、吾人は議會に請願して其援助を求め、總て這般の工場勞働に對し賢明、仁慈にして平等なる制規を加ふ可き一般的法律制度を制定せんことを提議するに當り（他の方法に依りて其目的を達することを覺束なきを以て）此種工場の寬大なる所有者諸君が深厚なる後援を與へられんことを吾人が經驗に照して保證し確信する所なり」と。

即ち彼等は果然疫癘傳播の原因が工場内に於ける兒童の狀態に在ることを明示し、更に進んで其鋭利なる筆鋒を以て工場制度に隨伴せる大罪惡を天下に訴へたるなり。上揭の決議が特に注意す可き所以は一にして足らず。彼の「アルフレッド」の名に隱れたるサミュール、キードの言を借れば「這個の決議は實に工場制度の害毒を其五個條中に悉く凝縮し、」更に他に卒先して確然明白に强制的改革の必要を唱道せるものなり。彼曰く「工場勞働に對する勞働者階級の自然的增惡の念は今や半ば消え去りて、廉恥心なき幾多の人の親は其兒童を勞働に服せしめて之れが勞銀に依りて衣食するに至れり、而して斯くの如き家族經濟の順序轉倒は終に戰慄す可き應報を伴ふことと爲れり、」云々と。工場法制定の問題は實に主たる工業の中心地に於て起りしものにして明に其源をマンチエスター衛生委員會の決議に發し工場法的規定制定の當初に於て其必要なる所以を立證す可き要件は明確に此内に記述せられたり。「アルフレッド」は尙ほ其言を續けて曰く「這個の事實は工場法を以て其源を似而非博愛、僞善及びサマリア主義の感情に發したりと爲す工場制規反對論者慣用の議論を粉碎し、其謬妄迂愚の見たるを立證するものなり。そは實に工場法規が其淵源を正當なる危害防衛の觀念に發せるの事實を確知せしむるに足る……何等の制規拘束を受けざる工場制度より發する大罪惡は今や境界を越えて横溢せり、斯くて之れが慘害を蒙りたる幾多の犧牲等は其横流に抗せんが爲めには工場所有主の意思よりも更に强大なる權力に救護を求むるの外途あらざりしなり、」と。然れども委員會の決議中注意を要す可きものは單に之に止らずして其第五條の示すが如く暗瞻たる當時に在りても尙ほ「卓越せる制規」を有したる二三の工場存し、其所有主は時流と趣を異にせる別箇の精神に由りて支配せられつゝありしこと是なり。彼の蘇格蘭に於けるニュー、ラナーク工場の如き即ち其最適例なり。

（七）

當時に在りては尙ほ未だ工場内の兒童勞働者の爲めに大なる同情運動を誘起することあらざりしと雖も、然れども既に幾多の識者は各自其處此處に此問題を考究しつゝありしなり。是れ實にレスリー、スチーブンスが其著「英國に於ける功利主義者」中なるベンザムの卷に於て明晰に叙述したるが如く十八世紀が其舊夢より醒覺しつゝあるの時なりき。種々なる協會は科學的討究並に研索を目的として幾多の地方都邑に組織せられ、啻に自然科學のみならず、併せて社會科學、博愛主義、經濟學、衛生學及び其他に對する趣味著しく增進せり。然れば工場内に於ける兒童の狀態が慈善家

の注意を惹起するに至りしこと亦自然の數にしてサー、エフ、エム、エデン、は一千七百九十七年の出版に係る其著「貧民事情」に於てリヴアプール及びマンチエスターの工場に使雇せらるゝ兒童勞働者の群居密集の情況並に不健全の狀態を注視し、時に一室内に七十名乃至八十名を收容し、而して宛も著者が其書を筆錄しつゝありし當時マンチエスターには惡性なる熱病猖獗を極めつゝありと謂へり。教育運動も亦工場改革に對し刺激を與へたり。ウイリアム、サバチイアは一千七百九十七年「貧窮論」に於て製造工場に使役せらるゝ兒童等は常に僅に一時のみ斯業に需要せらるゝに過ぎずして、軈て再び他に生計の道を求めざる可らざる事實を注意して曰く、「而して彼等が解雇せらるゝは凡そ十四歳の頃なるを以て、若し其期間内に彼等にして單に衣食を其雇主より給せらるゝに止らず讀書の道をも教授せられたりとせんか、吾が製造工業發展の新方法の上に幾多の奬勵は與へられたりしならん。適度に制規せられたらんには新工業制度は正に貧民の幸福を增進す可き施設の一たる可きものなりと雖も、然も若し之れが制規を等閑視し、偏に斯業當事者の意に委して顧みざるに於ては彼等が貪婪の所爲は自己の利益の爲めに總て他の現在及び將來の幸福を犧牲として冷然顧慮せざるに至り、人類の幸福を蠹害するものと化す可きなり」云々と。而して彼は更に其著の脚註に於て附言して曰く「議會をして一法案を通過せしむるにあらずんば此最重大なる問題を普く適當なる基礎の上に處理するを能はざる可し、而して這個の法案中には左の條項を具備せしむるの必要あり。

第一、兒童等をして勞作睡眠せしむ可き建物を衛生的のものたらしむるの件

第二、兒童の衣服、食料及び淸潔法に關する件

第三、休養及び睡眠時間の件

第四、施藥看護の件

第五、讀方、書取並に算術を教授するの件

而して以上の五件にして注意を缺かんか、此種の製造業は國民を毀壞するに終る可きのみ。即ち

最初の四件を等閑視せば國民の健康を害し其發育を沮止し、第五件の闕缺は彼等將來の發達に對し著しき障害と爲る可きものなり」と。

一千七百九十四年に公にせられたる「人間の義務に關する研究」の著者チー、ギスボーンは善く棉花工場に於ける兒童使雇に伴へる罪惡即ち多數の群居、傳染性熱病、夜業等の實情を觀察し「營利心に支配せらるゝ者は常に兒童を驅つて夜間の勞働に從事せしむるが如き擧に出ずるの誘惑を感ずると强きが故に、斯種の企業に對しては聲を大にして立法部の干涉を要求するの至當なるを覺ゆるなり」と。彼は更に議論を進めて「企業當事者の自由經營に任ずる時は之に使雇せらるゝ者の健康及び德性を危害するの證左歴然たる特殊の職業及び製造業に對しては、治安判事は適當なる規則及び設備を採用せんことを鼓吹奬勵するに由りて大に一般社會を利することある可し、而して法律が之を强制ずるの權利を彼等判事に附與せざる場合と雖も尙ほ多少の效果を收むることを得可し」（二百九十二頁）云々と。

玆に特に注意す可きものは以上叙述したる初期の工場制度改良の運動は後に至つて發したる十時間勞働運動の特徴たる感情的言語、誇大なる語調、過激なる態度の跡を留むる少なく、之と反對に著しく常識的のものにして、當時の改革論者の語調は飽くまでも嚴肅沈靜、淡々として水の如きものありき。即ちバアシヴアル博士は兒童をして終夜勞働せしむるのフエリアー博士と事を共にしたる風習に關して「斯かる風習の持續は實に健康と兩立し難き」ものなるを說き、而して彼は「幸にも此風習の未だ一般に行はるゝに至らざるを喜ぶものなり」と記述せり。彼は聲を振はして人道に訴ふるが如きことをなさず、冷靜なる語氣を以て汚穢と艱苦との裡に生棲しつゝある工場地住民の間に發生蔓延したる熱病は終に上層階級をも侵すの奇險あることを指摘し、併せて多少嚴酷不仁の嫌なきにあらざるも然も絕對の眞理を包含する斷案を下して曰く、「富者の安寧は親しく貧者の幸福と

相關聯せるものなり」と。

更に一言す可きはフエリアーもパアシヴアルも共に工場並に勞働者寄宿舍の二者に對し嚴密なる監督干渉を加ふるは、彼等が現に其猖獗を極めつつあるを目擊したる彼の疫癘の流行を防ぎ、是に由りて生命を喪失せしめ氣力を消耗せしむるを防止するが爲めに必要不可缺なる手段たることを唱道したりと雖も、然も是を以て直ちに彼等が有識的に自由放任の主義に反對し、其反動として家長的政府に謳歌したるものなりと見る可らず、寧ろ當時に於ける工場勞働者間に行はれたる生活狀態の實驗並に事實の研究は彼等を驅つて其結論を此所に導かしめたるものと謂ふ可きなり。

產業革命の齎せる厄殃と恐怖とは旣述の如く其一面に於て機械の發達に由りて生じたる「過渡期」並に其結果たる「高超」の時代の產物なりと稱せらる可しと雖も、然れども吾人は更に深く當時の事情を洞察するに從ひ愈よ益々工場制度及び新機械は單に其見出したるものを捕促したるに過ぎずして、眞に產業革命を完成せしめたる所以のものは啻に漠然物質的文明の進步のみを以て說明し得可きにあらず、寧ろ兒童生命の輕視、兒童勞働に對する熱望並に救貧法の弊敝は十八世紀を通じて（而して恐くは尙ほ遙に其以前よりして）之が人的資料を供給しつゝありしなり、而して這般の人的資料は何等の情用捨もなく之に供用せらる可きものたりしなり。

（八）

マンチエスター衞生委員會の決議が果して判事等をして其權限內に於て徒弟兒童に對し從前に比し遙に愼重なる態度を取るに至らしむるの效果ありしや否やは吾人の能く知悉すること能はざる所なりと雖も、然もサー、ロバアト、ピールを中心としたる一千八百十六年の庶民院委員會の報告中には兒童をして棉花工場に徒弟たらしむるを避けんとするの風生じ、バアミンガムの判事等は特に彼等をして該工場に徒弟たらしむるを制止せんことを決議せる旨を述べたり。サー、サミユール、

ロミリーは其日誌の第二卷に於て、新たに引受けたる徒弟に附して與へらるゝ手當金の增加を得んが爲めに其徒弟を虐殺したる親方に關する裁判の開かれたること一再ならざる旨を物語れり。以上吾人は主として棉花工場を引例としたりと雖もそは決して兒童を虐使酷遇するの非行を犯したる唯一のものにあらず、將た又中に就きて最も重なるものにもあらざりしが如し。一千八百〇一年ジョーバックスと稱する者徒弟を虐待し過重の勞働を强ひたるの故を以て糺彈せられ、終に判事グロースに由つて十二箇月の苦役を宣告せられたるが、此裁判を報道したる同年七月四日のランカッシエア新聞に據るに被告は當時貧窮の狀態に在りて全然相當なる營業を行ふこと能はざりしに拘らず、貧民監督官の無責任不注意なる、彼をして徒弟十六名の手當金と勤勞とを穫得するを得せしめたり、而して彼は是等の徒弟を錦綉工業に使役して其事業を經營せり、此等不遇なる十六名の兒童は總體にて僅に二個の寢床を有するに過ぎず、且つ勞働時間の長くして然も其勞務の性質が心氣を勞するとの大なる、彼等は肉落ちて殆ど生活に堪え得ざるに至れりと謂ふ。斯くて親方ジョーバックスは其徒弟たる「スサンナ、アーカーなる十五歲の少女に對し不法の暴力を加へ、無殘なる連打を行ひ、其體力以上に勞役執務せしめ、過長にして且つ不時の勞働を强制し、相當の衣服及び必要品を給與するを怠り、其極彼女をして衰弱憔悴せしめ其健康を害するに至らしめたる」の故を以て有罪を宣せられたるなり。同時に寺區の貧民監督官並に徒弟雇入契約書に署名したる地方吏員は「彼等兒童の使雇せらる可き條件、其給與せらるゝ衣服並に食料如何及び其勞働が果して彼等の年齡、體質及び其他の狀態に適應せるや否やを究問し知悉する」を怠りたるものとして手痛く判事の爲めに難責せられたり。判事は更に進んで痛快なる診斷を下して曰く「若し製造業者にして是等の兒童を使雇せざれば有利に自家の業を經營すること能はざるを主張し、而して貧民監督官にして斯くの如き

機會を利用するにあらざれば到底貧兒救護の負擔を輕減すること能はざるを主張せんか、本官は前者に對しては職業は決して營利心の渴を醫するが爲めに繼續せらる可きにあらず、直ちに社會全般の安寧の爲めに之を廢止せしめざる可らず、と答へ、後者に對しては無告無援の兒童等を驅つて酸鼻の大悲境に沈淪せしめ其身體をして痩瘠不具ならしめ肺勞其他の疾病を釀さしむるに至るは是れ一個の大罪惡にして、斷じて彼等を救助するの道にあらず、却つて之を破滅に導くの因なりと謂ふに躊躇せざるものなり」と。此趣味ある裁判中には幾多の注意す可き點を含有す。錦綉工業の如き全然新機械の影響を受けざるものなりとは稱するを得ざる可きも、然も其感化を蒙ること最も少き工業の一なりと稱するに於て何人も異議なかる可し。然るに最も酸鼻に堪えざる徒弟虐使事件は此種の工業内に於て其發生を見たるなり。洵に本事件の吾人に敎ゆるが如く貧兒を徒弟たらしむるの一事は最も低廉なる勞働を供給するが故に貧小無智なる者を驅つて、相當の賃銀を支拂ひ適當なる條件の下に勞働者を雇入るゝを必要とする場合には到底經營するの資力なく全然着手すること能はざる底の企業を起すの誘惑に陷らしむるなり。斯くの如くして辛く其存立を維持しつゝある工業は社會に對して何等の利益を與ふるものにあらず、却つて其損害と爲る可きものなりと做せる判事の意見は明に時流に卓絶したるものと稱するを得可し。當時の傾向は只管工業を以て總て生産的のものと看做し、一般社會の健康及び元氣の上に如何なる影響を及ぼすやに就きては何等の顧慮を費さざりしなり。（未完）

敎育史上の自然主義（下）

石田新太郎

ルーソーの影響。自然主義の敎育と人工的努力の敎育。ルーソーの根本的理論を簡單に祖述すれば、敎育は自然的方法に依るべきものにして人工的なるべからず、内部より發展すべきものにして、外部より成長せしむべきものに非ず、自然的興味を活動せしむるを主とし、單に外部の力にのみ唱和すべきものに非ず、天賦の能劑を發展せしむべきものにして、徒らに智識を收得せしむべきものに非ず、敎育は生活にして興味と性質とに於て、兒童の生活と甚しく隔絶せる未來狀態の準備の爲めにすべきものに非ず、と言ふに在り。

之れに反し、古來の敎育は因襲的思想行爲及び情緒的反動によつて、兒童の天性を改造し、其の本能的「自然的」反動に代ゆるに、宗敎界智識界及び社交界の形式主義によつて發展し來りたる人工的反動を以てしたりき。人間の情は固と邪惡なるが故に、吾人の心情は自然的欲望の求むる目的物より遠ざからしむべきものとせり。又人間の知覺は信賴するに足らざるものなれば、是れを以て智育の基礎となすこと能はずとせり、人間の性癖本能は、其の本來邪惡なる天性より發し常に邪惡に向ふものなれば之れを根絶すべく又自然的興味も亦敎育上宗敎上より抑制排除すべき天性の發現なるが故に敎育上避くべきものとせり。一の活動卽ち作業は兒童が智識的に之れを仕遂ぐるに困難を感じ情的に之れを味ひて嫌ふべきものとなるに至りてこそ敎育的眞價は始めて現はるゝものとしき。去れば道德的敎育の第一步は『兒童の意志を挫く』に在りと云へり、蓋し意志なるものは單に人性の邪惡を表はすものに過ぎざるなり。次に兒童の道德的社會敎育に際しては成人の心情を滿足せしむべき人工的形式の儀型を以て兒童の行爲を鑄成するに在りき、而してかくの如き形式の中には外部の表情と相反する動機の潛むこと有りとも敢て關する處に非ざりき。

已に前章に於て說けるが如く、當時有力なりし心理學的見解も亦之れと同一の態度を持し、心は諸種の能力の集合體にして、之等の諸能力は特種の課業を課するによつて發展し得べく、而して其課業の價値は繁簡難易の程度によつて定まるものなり。而して是等の能力は相互に何等の關係を